

1 構想策定の趣旨

「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「旧法」という。)の下、全国的に市町村合併が進展し、平成11年3月末に3,232あった市町村は、平成18年3月末には1,821となった。

本県においても、平成12年10月に策定した「青森県市町村合併推進要綱」に基づき、自主的な市町村の合併を支援してきたところであり、各地域の熱心な取組みの結果、67市町村のうち44市町村が17市町に再編され、平成18年3月末の市町村数は40となった。

一方、様々な事情等により合併に至らなかった市町村が23市町村あり、人口1万人未満の小規模町村は12町村ある。

国においては、市町村が地方分権や少子高齢化等に対応していくためには、引き続き自主的な市町村の合併を推進する必要があるとして、平成17年4月1日に「市町村の合併の特例等に関する法律」(以下「新法」という。)が施行されたところであり、新法では、都道府県は、総務大臣が定める基本的な指針に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めるものとされている。

県としては、市町村が今後とも基礎自治体として総合的な行政サービスを提供していくためには、より一層行財政基盤や自治能力の充実強化を図っていく必要があり、市町村合併はその有効な手段であることから、引き続き積極的に推進していく方針である。

このため、新法に基づき「青森県市町村合併推進審議会」(以下「審議会」という。)を設置し、審議会の意見を聴きながら、自主的な市町村合併をさらに推進するため、「青森県市町村合併推進構想」を策定するものである。

なお、構想対象市町村の組合せについては、旧法下での合併協議の経緯等を踏まえ、関係市町村の意向を把握しながら、地元における議論等の熟度に応じて段階的に検討していくこととしている。

県としては、今後、本構想に基づき、それぞれの地域において、地域の将来のあり方等について真摯な検討がなされ、自主的な市町村の合併の取組みが積極的に推進されるよう関係市町村等に対して支援を行っていくものである。